

**働く人よし！
地元業者よし！
市民よし！
京都経済をパワーアップ**

京都市公契約条例（案）



発行／2011 年 12 月 14 日 No. 885 京都市政を刷新する会

〒604-8333 京都市中京区堀川三条下ル西側下八文字町 692

TEL075-366-3010 FAX075-366-3011

京都市政を刷新する会では中村和雄さんの政策を紹介しています。

目 次

公契約条例とは	1
京都市公契約条例案	
目的（第1条）	2
適用範囲（第2条）	2
京都市の責任（第3条）	2
受注者の責任（第4条）	2
公契約における賃金額（第5条）	3
公契約における労働条件（第6条）	3
受注者の連帯責任（第7条）	3
受注者による周知徹底（第8条）	4
履行確保の方法（第9条）	4
公契約で定められるべき受注者の義務（第10条）	5
監督と制裁（第11条）	5
調査（第12条）	6
異議申し立て（第13条）	6
附則	6

公契約条例とは

●公契約条例で実現すること

- 公共サービスの質低下をストップ、市民の安全・安心を高める
- ワーキングプアを解消し、働く人の賃金を底上げ
- 地域の中小企業・業者に仕事がまわる仕組みづくり
- 地域内循環経済の実現で京都経済をパワーアップ

●なぜ公契約条例が必要か

- 長引く不況と財政悪化により、市民生活を支える公共投資の減少する中、業者間の競争激化、低価格競争の横行により、ワーキングプアの増加、市内中小事業者の受注機会の減少とともに、公共サービスの質の低下により市民の暮らしの安全・安全が脅かされている
- 京都市がこの状況を放置すれば、ものづくりのまち京都から、技能や経験が失われ、若者が将来への展望を持てず、京都経済の地盤沈下がいっそう深刻となる
- そこで、市の発注する事業（公共サービス）について、質の確保、労働者の賃金・労働条件の確保、市内中小事業者の受注機会確保を通じて健全な経済活動を支え、地域内でヒト・モノ・カネが循環する仕組みをつくる必要がある

●条例のおもな内容

- 市、受注者の責務（基本理念）
- 従事労働者に対する作業報酬の水準（最低保障）
- 対象となる契約、労働者の範囲
- 実効性を担保する手段

『京都市公契約条例』案

(目的)

第1条 この条例は京都市が業務対価を支払う請負、業務委託、委任、その他の契約等において、その業務に従事する労働者への公正な賃金、適正な労働条件の確保をはかることによって京都市の公共サービスの質の確保を図るとともに、市内中小企業の発展と地域循環型経済の実現により地域経済を活性化させ、市民が安心して暮らし続けられる豊かな地域社会を実現することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、京都市が発注し、業務対価を支払う請負、業務委託、委任、売買その他の契約、公の施設の管理の代行（以下「公契約」という。）に適用する。ただし、随意契約であって、その業務対価が京都市長の告示する金額を下回る契約については適用を除外する。

(京都市の責任)

- 第3条 入札及び指定管理者の指定にあたり、京都市は、次に掲げる各号について、入札・応募の要件・基準としなくてはならない。
- 一 業務に従事する労働者への公正な賃金・公正な労働条件の確保
 - 二 業務の専門性、労働者の適正な配置、質の高い公共サービスの提供
- 2 京都市は、入札にあたっては、受注機会と適正な利潤の確保のため、次の方法による措置を講じなければならない。
- 一 市内業者に限定または優先して発注するとともに、分割発注や共同受注方式の推進などにより、市内業者の受注機会を高めるための最大限の措置をとること。
 - 二 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の適正な運用により、適正な利潤の確保と公共サービスの質を確保すること。
- 3 京都市は、公共サービスの質及び業務の継続性の確保のため、これまでその業務に従事してきた労働者の雇用が継続されるよう努めなければならない。

(受注者の責任)

- 第4条 公契約の受注者は、次の各号のいずれかに該当する労働者に対して、この条例に定める賃金、労働条件が確保されるよう、必要な措置を講ずる義務を負う。
- 一 公契約の受注者に雇用され、もっぱらその公契約に従事する労働者
 - 二 公契約の受注者から業務を請け負った者に雇用され、もっぱらその公契約に従事する労働者

- 三 公契約の受注者又は公契約の受注者から義務を請け負った者に派遣され、もっぱらその公契約に従事する労働者
- 四 これらに準じる者（いわゆる一人親方）

（公契約における賃金額）

第5条 公契約に従事する労働者に支払われる賃金額は、次の方法により決定される賃金に劣らない有利な賃金額としなければならない。

- 2 この賃金額は、その公契約と同種の職に従事する京都市職員に対して支払われている賃金（諸手当を含む）、及び京都市所在の事業所に勤務する同種の職の労働者に適用される労働協約等を基準に、京都市長が決定する。ただし、この賃金額は1時間あたり1000円を下回ることはできない。その職種等の詳細については、別に規則に定めるものとする。
- 3 公共建設または土木事業の請負契約に従事する者については、農林水産省および国土交通省が公共事業の積算に用いるため毎年決定する公共工事設計労務単価を勘案しなければならない。
- 4 京都市長は、この賃金額を決めるにあり、審議会等を設置するなどして、毎年、同時期に京都市が指定する利害関係のある労働者を代表する者、及び労働者を使用する者、また、学識を有する者の意見を聞かなければならない。審議会等の設置について別に定める。

（公契約における労働条件）

第6条 公契約に従事する労働者に適用される労働条件は、賃金に関する事項を除き、次の各号に従い決定されなければならない。

- 一 所定労働時間は週40時間を原則とし、労働基準法に従い適用されること。
- 二 労働基準法、労働組合法、男女雇用機会均等法に違反しないこと。
- 三 健康保険法、厚生年金法、雇用保険法その他の労働条件、人権、男女平等に関する法令、施行規則などに違反しないこと。

（受注者の連帯責任）

第7条 公契約の受注者は、その業務に従事する労働者が、その雇用者に対して有する、次の各号にあげる債権について、連帯して支払う義務を負う。

- 一 公契約に従事したことで支払われた賃金が、この条例に基づき定められた賃金を下回った場合における、その差額賃金。

- 二 法令または労働契約に基づく支払義務であって公契約に従事したことに起因し発生した金額。

(受注者による周知徹底)

第8条 公契約の受注者は、その業務が履行される事業場の労働者が見やすい場所に、常時次の事項を掲示して、業務に従事する労働者に周知を図らなければならない。

- 一 この条例により定められた賃金額
- 二 所定労働事件
- 三 所定休日
- 四 公契約の受注者が、前条にある連帯責任を負うべき者の氏名
- 五 責任者の氏名及び連絡先

(履行確保の方法)

第9条 公契約に従事する労働者から次の申し出があり、申し出に相当な理由があると認められるときは、京都市は申し出のなされた額の全部又は一部について、受注者に対する支払を留保することができる。

- 一 公契約の受注者が、その業務に従事する労働者に対して、この条例に基づき負担すべき義務を履行していないこと。
 - 二 公契約の受注者が、その業務に従事する労働者に対して、支払うべき金額が確定しているにもかかわらず、その支払義務を履行していないこと。
 - 三 公契約の受注者に代わって、京都市がその業務に支払われる対価総額の中からその業務に従事する労働者に直接支払うことを求めること。
- 2 支払留保の額は、その業務に支払われる対価総額のうち、その業務の種類と金額に応じて京都市長が告示して定める。
 - 3 京都市は、公契約の受注者に意見陳述の機会を与えた上で、公契約に従事する労働者からの申し出に相当の理由があると認められる場合、その申し出に応じて請求金額の全部又は一部を直接支払うことができる。この場合、京都市はその労働者に直接支払った額について公契約の受注者に対する支払い義務を免れる。
 - 4 京都市は、公契約に従事する労働者に対して直接支払を行ったことについて、重大な過失が認められる場合に限り、これにより公契約の受注者の被った損害を賠償する義務を負う。
 - 5 京都市は、直接支払いの申し出を認める証拠が不十分であると判断したとき、申し出をした労働者に対し、通知を発した日から30日以内に、公契約の受注者を相手として、その権利を確定するための訴訟提起、調停申立、仲裁申立等の法律上の手続を行い、かつ、その申立等が受理されたことを証明する書類を提出することを催告する。
 - 6 申し出をした労働者の権利が法律上確定したとき、京都市は支払いを留保した限度

で、その労働者に請求額を支払い、その額について公契約の受注者に対する義務を免れる。

7 京都市は、次の何れかの場合、公契約の受注者に対する支払留保を解除する。

- 一 申し出をした労働者に対して、通知を発した日から30日以内に、訴状等を受理されたことを証明する書類が、その労働者より提出されないとき。
- 二 申し出をした労働者の所在が不明であるとき。
- 三 その他、支払留保を解除すべき相当な理由があると認められるとき。

(公契約で定められるべき受注者の義務)

第10条 公契約には、公契約を締結した受注者の義務として、次の事項を定めなければならない。

一 賃金の支払い義務

- ア 公契約に従事する労働者に支払われる賃金は、この条例に基づき定められる賃金を下回らないこと。
- イ 公契約に従事する労働者に支払われる賃金が、この条例に基づき定められる賃金を下回った場合、労働者を雇用する者と連帯して差額賃金を支払う義務を負うこと。

二 賃金以外の労働条件確保の義務

- ア 公契約に従事する労働者を雇用する者が、労働基準法その他の労働に関する法令を遵守するよう万全の措置を講ずること。
- イ 公契約に従事する労働者を雇用する者が、雇用にあたり長期間の継続的雇用をはかるように努めること、障害者の積極的雇用を推進すること。
- ウ 労働者の所定労働時間については週40時間を原則とし、労働基準法に従い運用すること。
- エ 法令または労働契約に基づく支払義務であって、公契約に従事したことに起因し発生した金額についても、労働者を雇用する者と連帯して支払義務を負うこと。

三 周知の義務

この条例によって義務づけられた事項について掲示を行い、公契約に従事する労働者に周知を図ること。

四 条例の定める手続についての同意

この条例に定める支払留保と直接支払いの手続に異議なく同意し、これに従うこと。

(監督と制裁)

第11条 公契約の受注者について、この条例で定める事項に違反する事実が認められた場

合は、京都市長またはその指定する職にある者は、その受注者に対して、すみやかに是正措置を講じることを命じなければならない。

- 2 公契約の受注者に業務を継続しがたい重大な義務違反が認められる場合、京都市は契約違反を理由として、その公契約を解除することができる。この場合、別に定める方法により公表するものとする。
- 3 公契約の受注者について、重大な義務違反が認められるとき、または、公契約の受注者が是正措置を講じることを命じられながらも、是正措置を怠ったと認められるとき、京都市長は、その受注者から聴聞を行った上で、その者に対し期間を定めて新規に公契約を締結しない者とする処分を科することができる。

(調査)

- 第12条 京都市長もしくはその指定した職にある者は、この条例の定め の履行状況を確認するため、公契約に関連する事業場に立ち入り、賃金帳簿、もしくは労働条件に関する書類の提出を求め、または、公契約の受注者及びその受注者から業務の一部を請け負った者、その業務に従事する労働者に対して質問を行うことができる。
- 2 京都市長もしくはその指定した職にある者は、公契約における賃金を定める資料を得るため、関連する事業場、労働組合または団体等に調査の協力を求めることができる。

(異議申し立て)

- 第13条 公契約の受注者及びその業務に従事する労働者等は、この条例に基づく行政処分に対して異議を申し立てることができる。
- 2 京都市長は、異議申し立てについて審査する第三者機関を設置しなければならない。第三者機関の設置については別に定める。
 - 3 第三者機関は、異議申し立てがあったとき、30日以内に京都市長に対して、意見を述べなければならない。

附 則

施行にあたっては、中小零細企業の経営の阻害要因とならないよう、3年間の暫定期間を設け配慮することとする。